

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1ページにあります。

刑 法

下記の文章を読んで、X、Y の罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

X と Y は、覚せい剤の売人である A をおびき出し、覚せい剤取引を装って代金を支払わずにこれを入手し、その後で転売することを思いついた。そこで、以前何度か A と取引をしたことのある Y が A とやりとりすることにして、A に、覚せい剤の買い手がいるかのように装って覚せい剤取引を申し込み、A から 2kg の覚せい剤取引について了承を得て、1 週間後にホテルで待ち合わせすることにした。

当日昼頃、Y は K ホテルの 501 号室に A を案内し、A が持参した覚せい剤を見てその値段を尋ねる等した後、別室で待機している買主と話をしてくると言っ、一旦、X のいる 505 号室に行ってから 501 号室に戻り、A に対し「先方は、金を渡す前に品物を一度確認したいと言っている」と告げたので、Y を信頼している A は、「じゃあこれをお前に預けるから見てもらってくれ」と言いながら覚せい剤の入っているアタッシュケースを Y に手渡した。Y はそのままこれを持って 505 号室に向かい、X に「ブツを入手した」と告げたところ、X は「じゃあお前はそれを持って先に逃げろ。俺はすぐ後から行く。ホテルの鍵は俺が預かる」と言っ、鍵を受け取り、Y がタクシーを拾ってホテルからタクシーで逃走するのを部屋の窓から見届けた後、501 号室に赴いた。そして鍵を開け部屋に入るなり、A に向け、持っていた拳銃で至近距離から弾丸を 3 発発射したところ、A の頭部等に命中し、これによって A は死亡した。なお、Y は、X が A 殺害を意図していることは全く知らなかった。

その後、Y は自宅に到着して X からの連絡を待っていたが、夕方のニュースで K ホテルにおいて A を被害者とする殺人事件があったことを知って驚愕した。その日の夜、X から Y に連絡があり、「俺は前から A に恨みがあったので殺した。警察に何か聞かれても、何も知らないと言っ、くれ」と言われたのでこれを了承した。翌日夕方、X は A 殺害の被疑者として警察に逮捕されたとの報道がなされた。

その翌日、Y が自宅にいたところ、警察が訪問して「A 氏殺害の件について伺いたいことがある」と同行を求められたので、Y はこれに同意し、警察署において「A 殺害については何も知りませんが、A を殺害したのは X ではないと思います。というのも、X はその日ずっと私と一緒に私の家にいましたから。A は覚せい剤の売人をやっていたそうなので、色々な人から恨まれていたようです。そういえば B や C とトラブルがあるとか聞いたことがあります」と供述し、これを基に供述調書が作成された。しかし、X の身柄拘束が解かれることはなかった。

以 上